

## 京都市告示第482号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、供用時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年12月11日

京都市長 門川 大作

### 1 供用時間の変更

令和6年12月22日（日）は、開所時間のうち、午後5時から午後9時までを閉所する。

### 2 臨時休所をする日

令和6年5月13日（月）、同月15日（水）、同月16日（木）、10月25日（金）、同月26日（土）、同月27日（日）及び同月28日（月）を臨時休所する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）